

戦中の軍事郵便とその検閲について

——日中戦争から終戦までを中心に——

学芸部 財満幸恵

はじめに

昭和館は平成十一年（一九九九）三月に開館し、平成二十一年に開館十周年を迎え、戦中・戦後（昭和十年頃から昭和三十年頃まで）の労苦を後世に伝えるために資料の収集・保存・展示を行ってきた。開館時前より実物資料の寄贈募集を行い、多くの方々から貴重な資料を寄贈いただき、平成二十一年三月三十一日現在、実物資料の総点数は約三万五六〇〇点、その内寄贈資料は約二万四八〇〇点、他に購入資料が約七六〇〇点、厚生労働省からの無償貸付資料が約三二〇〇点を所蔵している。

数多い寄贈資料の中に、軍事郵便がある。軍事郵便とは戦時または事変の際に戦地またはこれに準ずる所にある軍人軍属などが差出した郵便物や、その反対にそれらの人々に宛てた郵便物をさす。そのため戦地以外の内地の駐屯地、軍衙、軍学校などにおいて取扱われる郵便物も軍事郵便である。戦地などの父夫兄弟から家族宛てや、家族から戦地などの父夫兄弟に宛てられた郵便物が多く、現在のように通信が発達していな

かったため、郵便物が双方の間を繋ぐ数少ないの通信手段の一つであった。しかし、軍事郵便には検閲という行為が行われており、また心配をかけたくないという心情も働き、実際の心情とは異なる事を綴ったと言われている。残念ながら終戦前後の混乱や焼却処分などによって資料が散逸廃棄されたため、戦中の軍事郵便には不明な点が多い。

今回できる限りの資料を用いて、戦中（日中戦争から終戦まで）の特に戦地の父夫兄弟から家族に宛てられた軍事郵便を考察するが、軍事郵便は明治二十七年（一八九四）に規定され、それが大正昭和と続く数々の戦争・事変を経たのであり、戦中の軍事郵便を語るにはまず軍事郵便の成立過程を見ていくことが肝心であると考えられる。併せて、検閲についても考察していく。引用史料については、旧字体は新字体に統一し、歴史的仮名遣いはそのままとした。書き下し部分の改行は／と表記した。

1、軍事郵便

（1）軍事郵便の研究

三井高陽は初の試みとして、日本とドイツ、フランスなどの軍事郵便

の概要を述べた『世界軍事郵便概要』（三井高陽・増井幸雄編著『世界軍事郵便概要』国際交通文化協会、昭和十四年）を記した。特に日本軍事郵便では軍事郵便の法令を整理し、図式などを用いて解説し、明治二十七年（二八九四）に起こった日清戦争から昭和六年（一九三一）に起こった満洲事変までの戦役や事変での軍事郵便の概略を述べている。しかし「現戦下に於ける軍事郵便の詳しき事情に就て之を詳にする事は軍機の保護上許されざる所であり、単に現戦下のみならず、過去に於ける日清・日露両役・青島戦に關しても亦同様詳述は避けなければならない。」と記している。これは鹿野政直が「軍部が、戦前・戦中には対象化されるのを阻むほどの聖域であった」と指摘しているように、現在と異なり軍事の機密保護という聖域の元には、情報が公開されず、またそれが許されたために詳細な研究が行えなかった事が伺える。そのためか、その後、軍事郵便の研究は途絶えている。

終戦後、軍事郵便の研究は軍事郵便をエンタイヤとして捉え、郵趣的な視点から収集・研究する人々が主導する形で進められた。裏田稔は「日本の軍事郵便」（『郵趣』Vol.10 No.10、日本郵趣協会、昭和三十一年十一月）において、軍事郵便の沿革に触れながら日清戦争から太平洋戦争まで軍事郵便の宛名面を画像で紹介し、日付印の概説を行っている。しかしこれはあくまでも「これから〈軍事郵便〉の収集をはじめの方、あるいは整理する方にとって、なんらかの参考となれば幸いである。」と述べているように、あくまでも収集整理のためであった。

多くの野戦局印（消印）を、写真を添えて紹介したのが大西二郎である。大西は『野戦局印と主とした日本の軍事郵便』（日本郵楽会、昭和四十一年）で日清戦争から太平洋戦争までの間に出された消印を収集し、それをそ

れぞれの戦争ごとに、野戦局印の形や消印内の文字などによって分類した。

日中戦争から太平洋戦争までの間の軍事郵便は切手も消印もない場合が多く、これらは収集の価値がないとして顧みられなかったが、鈴木孝雄は「日中戦争く太平洋戦争期軍事郵便アドレス表記の部隊別分類（一九三七く四五）」（『郵便史学』第一三・一四合併号、日本郵便史学会事務局、昭和五十四年七月）においてこの時期の軍事郵便としては普遍的な形態であるから無視できないとして、部隊名を表す通称符に目をつけ、これによる編年を考案し、これによって消印がない軍事郵便を収集する価値があるものにしようとした。

しかし、これらはいくまでも郵便切手やエンタイヤといった郵便物の宛名面に重きを置き、裏面の郵便物としての存在理由である情報を伝達する手段としての側面は一切考えられていない。

一方、歴史的観点から軍事郵便を含む軍事史の研究は遅れていた。吉田裕は「戦争や軍隊に対して強い忌避感を示すとともに、戦争の肯定や軍―学共同につながるとして、軍事研究全般に対して強い警戒心を抱いて」いるためと指摘している。それが戦後五十年を過ぎる一九九〇年代に入ると、いくつかの要因によって状況が変化した。一点目は民俗学や考古学などの多分野による軍事史研究が行われ始めたことにより、学際化が進んだことが挙げられる。二点目は研究者の世代交代が行われたことである。今まで軍隊や戦争に対して忌避感があった戦争体験世代が少なくなり、戦中に幼年期を過ごした世代や戦後生まれ世代が研究の中心的な担い手となり、忌避感を感じずに公正な視点で軍事史の重要性を認識していったからと考えられる。三点目は戦後五十年を経て今まで口

を閉ざしていた人々が回想録、手記といった手法で戦中の事柄を語り出し、これらが重要な資料として認識され始めたことも挙げられる。

また、軍事史を公正な視点から研究するために、当時リアルタイムで書かれた軍事郵便が資料として使用されるようになった。国立歴史民俗博物館では兵士の実像をさぐることを目的とした共同研究が行われた。その研究対象として、岩手県和賀郡藤根村（現・北上市）で教員をしていた高橋峯次郎に宛てられた七千通を越える軍事郵便の再調査が行われた。藤井忠俊は「兵士研究にあたって、戦地から送られた兵士の軍事郵便の資料評価について、時に有力な資料となりうる」が、「手紙が出された状況と宛先が十分に考慮されなければならない。引用者は信頼性の根拠を述べたほうがよいかもしいない」と軍事郵便の引用に注意するように警鐘を鳴らしている。

この共同研究はその後、近代日本社会に戦争・徴兵の存在はどの様な影響を与えているかという問題を探る共同研究に発展した。共同研究者の一人であった新井勝紘は軍事郵便そのものに着目し、軍事郵便のあり方を検討していくことの必要性を説き、その一環として、まず先行研究を整理している。これを皮切りに次々と軍事郵便研究が発表されるようになった。

『歴史評論』六八二号（校倉書房、平成十九年二月）では戦争の体験と記憶という特集が生まれ、『専修史学』第四三号（専修大学、平成十九年十一月）でも軍事郵便研究という特集が組まれた。他にも、後藤康行は小説や雑誌などの出版メディアと、映画や絵などの非出版メディアに描かれた軍事郵便の事例を取り上げ、メディアに描かれたイメージという作られたものから軍事郵便の実像に迫ろうとした。寺戸尚隆は『郵便検

閲月報（八月）』（吉田裕監修、松野誠也編『日本軍思想・検閲関係資料』現代史料出版、平成十五年）を用いて、軍事郵便検閲の実態を分析し、軍事郵便の史料としての有用性をまとめている。

このように歴史学的観点からの軍事郵便の研究は、ここ数年の間に注目を浴びるようになり、また研究が進んでいない現状にあることが伺える。

（2）軍事郵便の法制度

軍事郵便がどのような法規に基づいて取扱われていたかを見ていく。軍事郵便は明治二十七年（一八九四）六月十四日勅令第六十七号¹³によって初めて規定された。

朕緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国憲法第八條ニ依リ海外派遣ノ軍隊、軍艦、軍衛其ノ他軍人軍属ニ関スル郵便物ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年六月十四日 内閣総理大臣伯爵伊藤博文（中略）

勅令第六十七号

戦時若クハ事变ニ際シ海外ニ派遣スル軍隊、軍艦、軍衛其ノ他軍人軍属ヨリ発スル郵便物ハ万国郵便條約ニ依リ取扱ヲ為スモノヲ除ク外軍事郵便物トシ其ノ郵便税ヲ免除ス

前項ノ軍隊、軍艦、軍衛其ノ他軍人軍属ニ宛テ発スル郵便物ハ郵便税完納ノモノニ限ル未納又ハ不足税ノモノハ差出人ニ還付シ其ノ額

ノ二倍ヲ徴収スヘシ
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

日本が清国に対して宣戦布告し、日清戦争が勃発したのは二十七年八月一日である。その数年前からすでに日清間の空気は怪しくなっており、万一の準備が着々と進められていた事が伺える。内容は軍人軍属が発送する郵便物は軍事郵便として郵便税が免除されること、この反対に軍人軍属に宛てられる郵便物は郵便税を完納しないと取扱われないことの二点が明記されている

そもそも軍事郵便は陸海軍内ですべて運営されている訳ではなかつた。国内区間は通信省職員が取扱ひ、戦地または事変地では陸海軍の機関が取扱つた。これに従事する者は郵便事務だけではなく郵便為替郵便貯金等という専門的な事務を取扱うことから、郵便事務経験のある通信省関係者が軍属として配置された。そのためこの勅令を実施するために通信省からいくつかの法令が施行された。まず、軍事郵便の取扱ひを規定した通信省公達第二百四十一号軍事郵便取扱細則¹⁴が二十七年六月十六日に公達された。これは勅令第六十七号が施行されて二日後であつた。

公達第二百四十一号 六月十六日

本年勅令第六十七号ニ依リ軍事郵便取扱細則左ノ通之ヲ定ム

軍事郵便取扱細則

第一條 明治二十七年勅令第六十七号ニ依リ軍事郵便物ト称スルモノハ左ノ二種トス

一 公用郵便物

公用郵便物ハ發送者ニ於テ公用ノ二字ヲ朱記スヘシ
一 私用郵便物

私用郵便物ノ重量ハ二匁以内ニ限ル

第二條 私用郵便物ヲ發スルヲ得ル制限左ノ如シ但負傷者及重病者ハ此限ニ在ラス

一 將校及同相当官並ニ高等文官ハ一ヶ月ニ三通
一 准士官下士兵卒等ハ一ヶ月ニ一通

第三條 野戦郵便局ニ於テ受付タル軍事郵便物ハ野戦郵便局ノ日附印ヲ押捺スルモノトス

第四條 野戦郵便局ヨリ軍事郵便物ヲ普通郵便局ヘ送付シ来ルトキハ普通郵便局ニ於テハ普通郵便物取扱手續ニ随ヒ通送若クハ配達スヘシ

第五條 野戦郵便局設置ナキ地ニ於テ軍事郵便物取扱ノ必要アルトキハ通信大臣ハ特ニ普通郵便局ヲ指定シテ軍事郵便ノ取扱ヲ為サシムヘシ

第六條 野戦郵便局設置ナキ地ニ於テ軍事郵便物ヲ發送セシトスルトキハ軍隊軍艦軍衙ノ長官ハ之ヲ一括シ軍事郵便物タルコトヲ証明シ指定ノ郵便局ヘ宛テ之ヲ送付スルモノトス

指定郵便局ニ於テ其送付ヲ受ケタル時ハ一通毎ニ「軍事郵便」ノ印ヲ押捺シ普通郵便物取扱手續ニ随ヒ通送若クハ配達スヘシ

第七條 普通郵便局ニ於テハ本則第四條ニ依リ送付ヲ受ケタルモノ及第六條ニ依リ受付タルモノヲ除クノ外軍事郵便物トシテ之ヲ取扱フコトヲ得ス

第八條 指定郵便局ニ於テハ第六條ニ依リ受付タル軍事郵便物数ヲ

統計シ陸海軍ヲ區別シ一ヶ月毎ニ之ヲ通信省ニ報告スヘシ

これによると、軍事郵便には公用郵便物と私用郵便物があり、私用郵便物は二匁（七・五グラム）までという重量制限が設けられていた。また、将校及同相当官並に高等文官は一ヶ月に三通、准士官下士兵卒等は一ヶ月に一通と階級による枚数制限が実施されていた。これは輸送体制が整っておらず、大量の郵便物を取扱うことができなかつたためと思われる。次に、野戦郵便局に勤務する局員の勤務内容と、帳簿類の記入方法について規程した野戦郵便取扱規則¹⁵が十月十日通信大臣によって定められ、十一月十日に軍司令部や各部隊へ配布された。添付されている規則をみると、二十四条からなり、第一章通則、第二章引受、第三章遞送、第四章配達、第五章帳簿という構成となつている。第一條で「郵便物ノ安全ト速達ヲ期スルヲ要ス」と局員の心得を示している。添付されていた添え状に「急ヲ要シ候ニ付」とあり、短期間に作成されたことが伺える。続いて同年十一月十日に、通信省公達第四百十七号野戦郵便物差立手続¹⁶が規定された。これは普通郵便局が軍事郵便を引受た時の取扱方法が明記されている。この第二條で普通郵便局が軍事郵便を引受た時には軍隊、軍艦、軍衛という三つの区分に分類するように言っている。漸く輸送体制が確立したことが伺える。

その後勅令第六十七号を全面的に改正した、勅令第十九号¹⁷が三十七年二月五日に施行された。この五日後の二月十日にはロシアに対して宣戦布告し、日露戦争が勃発している。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認め枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国憲法第八條

ニ依リ軍事郵便物ニ関スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十七年二月五日 内閣總理大臣兼内務大臣

伯爵桂太郎（中略）

勅令第十九号

第一條 軍事郵便ノ取扱ヲ開始シタル場合ニ於テハ左ニ掲クルモノヲ軍事郵便物ト為スコトヲ得

一 戦時又ハ事变ニ際シ戦地若ハ之ニ准スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛、軍人又ハ軍属ヨリ発スル郵便物

二 戦時又ハ事变ニ際シ戦地又ハ之ニ准スヘキ地ニ在ル者ニシテ当該軍衛ノ許可ヲ得タル者ヨリ発スル郵便物

三 前二号ニ掲クル者ニ宛テ発スル郵便物

第二條 前條第一号及第二号ニ依ル軍事郵便物ハ其ノ料金ヲ免除ス

第三條 第一條第三号ニ依ル軍事郵便物ハ料金完納ノモノニ限ル其ノ料金未納又ハ不足ノモノハ差出人ニ還付シ不納額ノ二倍ヲ徴取ス

第四條 軍事郵便物ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第五條 軍事郵便取扱ニ関スル損害賠償ハ命令ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

第六條 條約ニ依リテ取扱フ郵便物ニハ第二條乃至第五條を適用セス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第六十七号ハ之ヲ廃止ス

はじめに「軍事郵便ノ取扱ヲ開始シタル場合ニ於テハ」とあり、常時軍事郵便の取扱が行われていた訳ではなく、戦時や事変に際してそのつど取扱開始が通知されていたことがわかる。次に軍事郵便物となるものの範囲を定めている。軍事郵便物となるのは、次の三項目である。

- 一、戦地に派遣する軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛の軍人や軍属が發送する郵便物。
- 二、戦地に在る者で、当該軍衛の許可を与えられた者が發送する郵便物。
- 三、これらに宛てられた郵便物。

一と二は料金を免除され、三は二十七年の勅令第六十七号と同様に料金が完納された郵便物しか取扱われなかった。また、第四條の「軍事郵便物ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得」と制限されることを想定している一條が設けられている。勅令第十九号はその後部分的に改正されるが、昭和二十一年（一九四六）十一月二十一日の勅令第五百六十二号¹⁸によって廃止されるまで、軍事郵便の根幹的な法規であり続けた。

勅令第十九号が施行された翌日、逓信省は二つの法令を規定した。まず、逓信省令第六号軍事郵便規則¹⁹が海軍、陸軍、逓信大臣の連名で規定された。

逓信省令第六号

軍事郵便規則左ノ通相定ム

明治三十七年二月六日

海軍大臣男爵山本権兵衛

陸軍大臣 寺内正毅

逓信大臣 大浦兼武

軍事郵便規則

第一條 軍事郵便物ニ関シ本規則ニ定メタルモノノ外ハ普通郵便ニ関スル規定ヲ準用ス

第二條 軍事郵便物ハ差出人ニ於テ其ノ表面ニ軍事郵便ノ四字ヲ記載シ尚ホ公用ニ属スルモノハ公用ノ二字ヲ朱記スヘシ

第三條 戦地若ハ之ニ準スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛、軍人軍属ニ宛テ又ハ該地ニ在ル者ニシテ当該軍衛ノ許可ヲ得タル者ニ宛テ發スル軍事郵便物ハ左ノ種類ニ限ル

一 通常郵便物

第一種 書状

第二種 郵便葉書

第三種 毎月一回以上刊行スル定期刊行物

第四種 書籍、印刷物、写真

二 小包郵便物

第四條 戦地若ハ之ニ準スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛、軍人軍属並ニ該地ニ在ル者ニシテ当該軍衛ノ許可ヲ得タル者ヨリ發スル軍事郵便物ハ左ノ種類ニ限ル

一 通常郵便物

第一種 書状 一通ノ重量公用ハ五十匁私用ハ四十匁ヲ超過セサルモノ但シ従軍記者等ノ軍事通信ニ関スル書状ハ一通ノ重量ヲ五十匁迄トナスコトヲ得

第二種 軍事郵便葉書、私製葉書 明治三十六年通信省令第
六十一号私製葉書製式規則ニヨルモノ

二 小包郵便物 公用ニ限ル

第五條 第三條及第四條ニ定ムル軍事郵便物ノ種類ハ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第六條 公用軍事郵便物ハ書留、別配達、配達証明、留置及約束郵便トナスノ外特殊取扱トナスコトヲ得ス

第七條 私用軍事郵便物ニシテ第三條ニ依ルモノハ書留、留置及約束郵便又第四條ニ依ルモノハ留置トナスノ外特殊取扱トナスコトヲ得ス但シ野戦郵便局又ハ艦船郵便局ニ留メ置クヘキ郵便物ニ対シテハ留置通知ヲ請求スルコトヲ得ス

第八條 軍事郵便物ノ差出人ハ其ノ郵便物ノ差立前ニ限り名宛変更又ハ取戻ヲ其ノ引受局所ニ請求スルコトヲ得但シ之カ為メ事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコトアルヘシ

第九條 軍事郵便物ノ別配達並ニ軍事小包郵便物ノ転送及還附ニ関シテハ別ニ料金ヲ徴取セス

第十條 第三條ニ依ル軍事郵便物ハ普通郵便局ノ取扱中ニ亡失又ハ毀損シタル場合ニ限り普通郵便ニ関スル規定ニ依リ其ノ損害ヲ賠償ス

第四條ニ依ル軍事郵便物ニ対シテハ總テ其ノ損害ヲ賠償セス

変更された箇所としては、郵便物の種類が豊富になったこと、私用郵便物の枚数制限が廃止されたことがあげられる。軍人軍属などに宛てる軍事郵便物では書状・郵便葉書・定期刊行物・小包郵便物などが許可され、軍人軍属などから発送される軍事郵便物では、四匁（十五グラム）までの書状・軍事郵便葉書が許可された。また、小包郵便物は公用に限り許可された。戦地に手紙以外の品物を届けることができるようになったのである。

次に通信省公達第四百一十一号軍事郵便取扱規程²⁰が規程された。普通郵便局での軍事郵便の取扱方法を規定したもので、これにより二十七年六月十六日に公達された通信省公達第二百四十一号軍事郵便取扱細則などが廃止された。この第二條に「軍事郵便物ヲ引受ケタルトキハ其表記及制限等軍事郵便ノ規定ニ適合セルヤ否ヤヲ検査シ其ノ成規ニ違反セルモノハ差出人ニ還附スヘシ」とあり、軍事郵便の表書方法や制限について周知されておらず、不適合となるものが多かったために、引受局が検査を行ったことが伺える。また、第四條には「普通郵便局ト野戦郵便局若ハ艦船郵便局トノ間ニ発着スル軍事郵便物ハ軍事郵便直接交換局ヲ経テ通送スルモノトス」とあり、野戦郵便局と艦船郵便局があったことが伺える。これは陸軍が運営する郵便局が野戦郵便局で、海軍が艦船郵便局であった。この二つの郵便局については後で記述するが、相互協力を行いながらも、独自の過程を歩むようになる。第五條では軍事郵便を通過するための区分方法が述べられている。まず軍事郵便を公用と私用に区分し、地名が記入されているものについては地名で区分把束する。地名ではなく軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛が肩書きされてあれば、それごとに区分把束された。ただし軍隊については中隊や大隊などの隊名が異なる

ごとに区分把束された。

陸軍からは軍事郵便を差出方法について、二月十一日に陸軍省陸達第十八号軍事郵便差出規則⁽²¹⁾が規程された。

(前略)

第四條 軍事郵便物ハ野戦郵便局所在地ニアリテハ之ニ差出スヘシ

但シ軍事郵便ノ為ニ郵便函ヲ設ケタル地ニ於テハ其ノ通常郵便物ニ限り之ニ差入ルコトヲ得

第五條 野戦郵便局所在地外ニ在ルモノヨリ差出ス郵便物ハ各部隊

ニ於テ取纏メ之ヲ公用ト私用トニ区分シテ兵站司令部ニ差出シ同司令部ハ之ヲ野戦郵便局ニ送付スルモノトス但シ基地ニ兵站司令部ナキトキハ各部隊ヨリ直ニ野戦郵便局ニ送付スルモノトス

第六條 戦地外ニ於テ戦地派遣ノ途中ヨリ差出ス軍事郵便物ハ各部隊之ヲ取纏メ軍事郵便物タルコトヲ証明シ当該地ノ普通郵便局ニ

差出スモノトス

第七條 時宜ニ依リ野戦郵便局ハ野戦郵便夫ヲシテ各部隊ニ就キ郵便物ヲ受取ラシメ又ハ途上引受ヲ為サシムルコトアルヘシ

これによると、野戦郵便局が所在する地ではこれに差出し、所在しない地においては各部隊で郵便物を取纏めて兵站司令部に差出し、それを野戦郵便局に送付する。また、派遣途中の場合は各部隊で取纏め、軍事郵便であることを証明し、普通郵便局に差出すことができた。

また、二月十三日に野戦郵便局の勤務内容を規定した野戦郵便局勤務令⁽²²⁾が制定された。添付されていた草案の目次を見ると、第六編第五十五

からなり、第一編総則で野戦郵便局の組織や局長、局員及野戦郵便夫の職務について規定している。第二編が具体的な郵便の引受方法や郵便物の通送配達についてと事故郵便物の処理について、第三編は郵便為替貯金について、第四編では野戦郵便局長が報告する事項を定めている。第五編では野戦郵便局で使用する帳簿類が列記され、書式が添付されている。第六編では野戦郵便局に交付される物品が記されている。各條を見ていると、第三では「海軍ニ関スル軍事郵便、軍事郵便為替及軍事郵便貯金ハ為シ得ル限り本令ニ依リ取扱フヘシ」とある。海軍省では二月二十四日に海軍省達第三十七号艦船郵便所規程⁽²³⁾が規程されており、陸海軍で相互協力をしていたことが伺える。第七では「野戦郵便局ノ定員ハ事務ノ繁閑ニ応シ所属軍郵便部長之ヲ定ムト雖モ通常一局ニ要スル人員左ノ如シ局長一局員ニ野戦郵便夫六」とあり、通常の野戦郵便局の定員は九人で行われていたことが伺える。九人で軍事郵便の引受、通送配達、郵便為替貯金という膨大な業務を行い、いつ戦闘に巻き込まれるかもしれないという危険もはらんでいたのである。第二十では「郵便物ヲ引受ケタルトキハ成規ニ適合スルヤ否ヲ検査シ違反ノモノハ差出人又ハ其所属部隊ニ還附スヘシ若シ還附シ能ハサルトキハ其所属郵便部ニ送附スヘシ」とあり、郵便物を引受けた時には、普通郵便局が軍事郵便を検査していた様に、検査が行われていたことが伺える。第二十六では郵便物配達ニ際シ危険ノ処アルカ若ハ野戦郵便夫欠亡セル等ノ場合ニ於テハ各部隊毎艦船等ニ対シ郵便物受領者ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得」としている。

この勤務令はその後大正七年十月十九日軍令陸乙第五十二号軍野戦郵便勤務令⁽²⁴⁾に引き継がれた。おおよその条文は野戦郵便局勤務令と同様だが、大きく異なるところに、野戦郵便局の他に野戦郵便継立所(野戦郵

便局所)が設置されたことである。野戦郵便局は軍事郵便の他に軍事郵便為替や軍事郵便貯金、時には公衆郵便為替や郵便貯金も併せて取扱っていたが、新設された野戦郵便継立所は軍事郵便の通送事務を行い、時には軍事郵便や公衆郵便の引受、集配事務を併せて取扱った。これに合わせて野戦郵便局長の上部機関として郵便長が設置された。郵便局長は兵站交通部長の命を承けて、郵便監査や野戦郵便局所長、局所員などの郵便吏を指揮し、軍管区内の郵便・郵便為替・郵便貯金の取扱いと、野戦郵便局と国内郵便との連絡に関する業務を管掌した。

さらに、昭和十六年九月十一日陸支密第二九七二号には「軍野戦郵便勤務令ハ昭和十六年軍令陸乙第二十九号野戦郵便隊勤務令制定ニ伴ヒ廃止セラレタル⁽²⁵⁾」とあり、軍野戦郵便勤務令が十六年軍令陸乙第二十九号野戦郵便隊勤務令制定によって廃止されたことが分かるが、残念ながら野戦郵便隊勤務令を見つけない。内容を確認することができない。

これらは極秘文書であり、取扱方には厳重なる管理がなされている。部隊に貸出す際には一連番号が記載され、必ず返還することが求められた。十二年八月二十日から十四年八月二十二日まで軍属の野戦郵便長として職務にあたった佐々木元勝は大正七年に規定された軍野戦郵便勤務令を紛失し、その顛末を記している⁽²⁶⁾。徹底して紛失の経緯が調査がされ、厳罰が下されたのである。

(前略)痛い黒星が一つあった。それは軍野戦郵便勤務令紛失の件である。勤務令は呉淞水産学校で軍から私が借用し、各局所長に貸与したもので、陸軍省の通し番号のある軍事機密の書類である。松井

部隊が解散となり、返還を請求され、それまで多忙の際とて私は忘れていたのである。これがかくまで重要な書類とはまったく気がつかなかつた。三冊どうしても出てこない。各野戦局所長に幾度電報を打ち照会したことか。(中略)それでこの勤務令の一冊の欠除は誤焼として処理し、内地に帰還する者はそのままでもなく帰還してしまつたのであるが、事件はそれで落着いたわけではない。軍事機密書類の紛失という事は、容易ならざることである。仮令その制定が大正七年⁽²⁷⁾二月であり、駄馬編成の日露戦争当時の体制を脱却していない法規であるにせよ、軍事機密書類であるからには、その紛失について郵便長は責任処罰をまぬがれるわけにはゆかぬ。さいわい寛大なる取計により、六月二十三日、雨の中を南京最高法院に出頭し、河辺参謀長の口頭譴責をもつて事は落着した。

一方、海軍省では、勅令第十九号公布から遅れて二月二十四日に海軍省達第三十七号艦船郵便所規程⁽²⁸⁾が規程された。第八章第三十九條からなり、第一章総則、第二章郵便事務、第三章事故郵便物ノ処理、第四章郵便為替事務、第五章現金計理、第六章報告、第七章式紙及帳簿、第八章物品交附となつている。第一條では「艦船郵便所ハ艦船内ニ置き海軍大臣之カ開廃ヲ令達ス」とあり、陸軍の野戦郵便局が「戦地若ハ之二準スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル」軍隊などに置かれたのに対して、海軍の艦船郵便所は常時艦船内に置かれていた。第五條では「艦船郵便所ニハ所員一名乃至二名ヲ置ク右ノ外必要ニ応シ軍港ニ郵便吏一名乃至二名ヲ配置シ艦船郵便所ト郵便局トノ連絡ヲ計ラシム」とあり、所員も陸軍に比較すると少人数であつたことが伺える。第六條では「艦船郵便所員ノ

事務取扱方ニ関シテハ在軍港首席郵便吏ノ指揮ヲ受クルモノトス」とある。第十一條では「郵便物ヲ引受ケタルトキハ成規ニ適合スルヤ否ヲ検査シ其ノ成規ニ違反セルモノハ其ノ俚差出人又ハ其ノ乗組艦船ニ還附スヘシ若シ還附シ能ハサルトキハ之ヲ在軍港首席郵便吏ニ送附スヘシ」とあり、普通郵便局や陸軍の野戦郵便局と同様に検査されていたことが伺える。

また、その後海軍省達第三号海軍軍用郵便所規程⁽²⁸⁾が大正六年一月二十二日に定められた。これは第四章第六十條からなり、艦船郵便所から海軍軍用郵便所、在軍港首席郵便吏から海軍軍用郵便監督官と名称の変更が行われている。さらに、昭和十五年二月一日に海軍省達第十七号海軍軍用郵便事務規程⁽²⁹⁾により改正され、二十年十一月二十九日軍令海第十号により廃止された。

戦中の軍事郵便は、昭和以前に制定された法規やこれを下地とした法規によつて規定されていたことが分かる。

次に、軍事郵便の検閲が軍隊内での様に行われていたかを見ていく。

2、軍事郵便の検閲

(1) 部隊内における軍事郵便の検閲

明治二十二年(一八八九)に制定された大日本国憲法第二十六條では「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ」とあるように信書の秘密が保障されていた。しかし、昭和九年(一九三四)九月二十七日軍令陸第九号軍隊内務書第二百八十八⁽³¹⁾に「総テ信書ハ秘密ヲ守ルヲ要スト雖軍ノ紀律ヲ維持スル為真ニ必要ト思料スル場合ニ於テ

ハ所属隊長ハ之ヲ開披スルコトヲ得」としている。軍の紀律維持のためには信書の秘密が保障されず、所属隊長により開披されることが認められていた。ただし、この箇所の改正に関しては同日に陸軍一般に対して別紙⁽³²⁾で説明を付加えている。

信書ハ軍ノ紀律ヲ維持スル為真ニ必要ト思料スル場合ニ於テ所属隊長ハ之ヲ開披スルコトヲ得ヘキヲ明示セラレタルハ聯、大、中隊長カ部下ヲ統率シ軍紀ヲ振作シ風紀ヲ肅正スヘキ重大ナル職責遂行上ノ必要ニ基クモノナリ而シテ信書ノ秘密保障ハ憲法上日本臣民ノ有スル重要ナル法益ナルヲ以テ軍隊ニ於テモ勿論十分之ヲ尊重スヘキモノニシテ軍律維持上他ニ手段ナシト認メタル場合ニ於テ始メテ開披スルコトヲ得ルモノトス若シ其ノ処理ニシテ当ヲ得サランカ悪影響ヲ醸スノ虞アルヲ以テ之カ実施ニ関シテハ特ニ注意ヲ加フルノ要アリトス

これによると、軍律維持上他に手段がないと認められた場合において、始めて開披され、実施に関しては特に注意する必要があるとして、軍事郵便の開披については慎重に行うことが求められていたことが伺える。しかし、この軍隊内務書は十八年八月十一日軍令陸第一六号軍隊内務令によつて廃止された。新たに制定された軍隊内務令第三五三⁽³³⁾には軍隊内務書にあつた「総テ信書ハ秘密ヲ守ルヲ要スト雖軍ノ紀律ヲ維持スル為必要ト思料スル場合ニ於テハ所属隊長ハ之ヲ開披スルコトヲ得」という文言がそのまま採用されているが、軍隊内務書に付加えられたような別紙の説明書が存在せず、軍の紀律維持のためには信書の秘密が保障さ

れず、所属隊長により開披することが認められると認識できる。この認識がいつ頃から変容したのかは不明だが、十二年八月から十四年八月まで軍属の野戦郵便長として職務にあたっていた佐々木元勝は「白い肩章の法務官がやってきて手紙の検閲をさせてくれと言う。信書の秘密ということは、これはまた憲法で保障されている臣民の権利であり、私も迂闊に承諾はできない。ただ、戦地は軍司令官のいつさいの指揮所罰のものと統括せられるから、この限りにおいて私は兵隊から預った手紙を法務官に渡した。」と記している。信書の秘密を守る立場である通信省書記官であった佐々木が、戦地であるという理由で預かっていた手紙を検閲が行われることを承知しながら法務官に手渡したのである。

検閲とは「調べあらためる事。特に、出版物・映画などの内容を公権力が審査し、不相当と認められる時はその発表などを禁止する行為³⁵」をいう。信書の秘密を侵す行為³⁶は検閲がどの様に行われていったかを見ていく。

十二年三月一日に関参一発第五〇四号関東軍軍事郵便取扱要領³⁶は関東軍という限定された管区において、軍事郵便の受取人である軍隷下部隊一般に対して軍事郵便の取扱方法を規定している。四章第四十條からなり、第一章総則、第二章郵便所職員ノ内務、人事、用度及賞罰其他、第三章郵便物ノ通送、第四章報告、通報という構成になっている。第一章では、軍事郵便を受取る具体的な方法が記されている。

第五條 無料取扱ヲ為ス郵便物ハ軍衛又ハ所属部隊ニ於テ取纏メ之

ニ「軍事郵便」(公用ニ在リテハ尚「公用」)ノ印ヲ押捺又ハ朱書シ公用ト私用トニ區別把束シタル上郵便局所ニ差出スモノトシ郵便

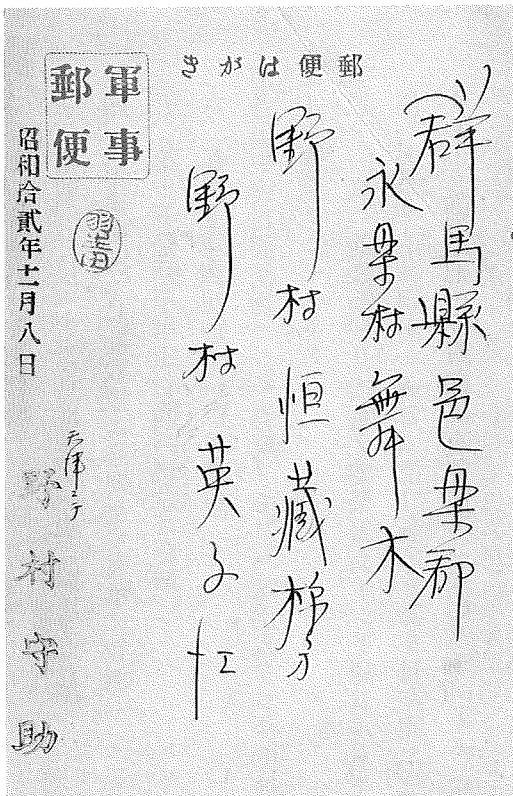
函ニ投入スルコトヲ禁ス公用郵便物ニシテ特殊取扱ヲ為スヘキモノハ必ス郵便局所員ニ手渡シスルモノトス

第六條 各部隊(概ネ中隊、独立小隊若ハ之ニ準スルモノ)毎ニ軍事郵便取扱責任者(以下郵便取扱責任者ト称ス)ヲ置キ差出郵便物ノ取纏及到着郵便物ノ受領ヲ行ワシムルモノトス

第七條 郵便取扱責任者ハ其印鑑を差出郵便局所ニ予メ届ケ置キ軍事郵便ヲ差出ス者アルトキハ証明ノ為第五條ニ依ル「軍事郵便」印(又ハ朱書)ノ下部ニ其認印ヲ押捺スルモノトス

第八條 到着郵便物ハ各郵便局所ニ於テ各部隊毎ニ取纏メ其部隊郵便取扱責任者又ハ代理人ニ交付スルモノトス

郵便物受領ノ為出局(所)スル公用兵ハ所定ノ場所ニ於テ待合セ妄ニ事務室内ニ立入ルヲ禁ス



資料① はがき
中国で衛生兵として勤務していた野村守助さんが娘の英子さんへ送ったはがき。軍事郵便の下に捺印がされている。昭和12年(1937)11月

第九條 郵便取扱責任者ハ發送公用郵便物ノ包装状態ヲ細密ニ検査

シ包装不完全ニシテ通過途中破損ノ虞アルモノハ第七條ニ依ル証
明認印ノ押捺ヲ拒絶シ支障ナキモノニ限り捺印スルモノトス

第十條 郵便取扱責任者ハ附録其一二依リ發送郵便物ニ対シ郵便禁

制品及郵便法違反トナルヘキ物件在中ノ有無ヲ嚴重調査シ場合ニ
依リテハ差出人ニ開示ヲ求メ違法事故ノ根絶ヲ期スルモノトス
特ニ小包ニ於テ違反多シ私用ト雖軍ノ威信保持上一応提示セシム
ルヲ要ス

これによると、各部隊にごとに郵便取扱責任者を置き、郵便の取纏め
と受領を行わせていたことがわかる。大正七年に規定された軍野戦郵便
勤務令第四十六に「各部隊、各船舶等ニ対シ郵便物受領者ノ派遣ヲ請求
スルコトヲ得³⁷⁾」とある。この「郵便物受領者」がおそらく郵便物取扱責
任者のことだと思われる。また、郵便取扱責任者は郵便物の包装状態と
危険物の有無を確認し、時には開示を求め、大丈夫と判断した物に限り
「軍事郵便」印の下に証明として印鑑を捺印していたことがわかる。資料
①のように実際に「軍事郵便」の下に捺印された軍事郵便が見受けられ
る。

関東軍軍事郵便取扱要領は同年十一月二十五日に改訂された³⁸⁾。郵便取
扱責任者の内容を見ていくと、いくつか追加された項目がある。

第二十條 郵便物ヲ差出サントスルトキハ郵便取扱者ニ於テ取纏メ
タル上左記ニ依リ之ヲ検査スルモノトス

一、部隊日常使用称呼名ニ関スル規定ニ合致ノ有無

二、郵便禁制品封入ノ有無

三、包装、寸尺、重量其他郵便法規ニ違反ノ有無

四、「軍事郵便」其他取扱ニ必要ナル表示ノ有無

五、第十五條乃至第十七條ニ適合ノ有無

六、私用速達郵便物ノ料金ノ適否

前各項中密封郵便物ニシテ容疑ノモノハ差出人ヲシテ開披セシメタ
ル上検査スルモノトス

第二十一條 前條ニ依リ検査ノ結果差支ナシト認ムルトキ「軍事郵
便」表示ノ下ニ届出ノ印章ニ依リ証印ヲ為シ且左記ニ依リ区分シ
タル上各別ニ把束シ直接軍事郵便所ニ差出スモノトス（後略）

一の「部隊日常使用称呼名ニ関スル規定」とは十一年七月十日関参一
発第一六二六号日常使用称呼名ニ関スル規定³⁹⁾と思われる。これは軍機保
護の上観点から、郵便の表書き等には固有部隊名を記入させるものであ
った。例えば駐屯する部隊では、中隊長名を冠した某々部隊気付某々隊
と記入されることになった。いずれにしても表書きの誤記入などを確認
するために、郵便取扱責任者が「検査」し、検査済の郵便物には確認印
を押し、もしその容疑があるものは差出人自身に開披させて調査を行う
としている。

しかし、十二年八月から二年間軍属の野戦郵便長として職務にあたつ
ていた佐々木元勝は「将校はこの部隊の自動車を借りるように交渉する。
その間私は電灯のついた廊下に立っていたが、そばに赤く干の印のある
木のポストが掛けてある。それには「開封の俣投入すべし」と注意書が
ある。中を見ると手紙の多くは開封してある。これは部隊長が検閲印を

押す責任上そうさせてあるのである。」と記し、部隊長が表記内容の確認を行った「確認印」ではなく、内容を検閲した「検閲印」を押している
と認識しているのである。

公的文書の中で、はつきりと郵便物の検閲について記されたものが、
十六年七月十二日に出された陸密第二〇四七号である。

陸密第二〇四七号

軍人軍属ノ通信取締ニ関スル件陸軍一般へ通牒

昭和十六年七月十二日

陸軍次官 木村兵太郎

時局ニ鑑ミ首題ノ件左記要領ニヨリ七月十三日ヨリ実施スル如ク定
メラレタルニ付依命通牒ス

左記

- 一、当分ノ間陸軍一般ノ軍人軍属(内地、朝鮮、台湾、樺太及滿洲ノ
營外居住者ヲ除ク)ヨリ発スル私通信(通常郵便物、小包郵便物、電信、
電話)ハ通常葉書ノ外之ヲ禁止シ且検閲ヲ嚴重ニス但シ内容ヲ具
シ中隊長(之ニ準ズ者ヲ含ム)以上ノ許可検閲ヲ受ケタルモノハ此
ノ限ニアラズ
- 内地、朝鮮、台湾、樺太及滿洲ノ營外居住者ハ右趣旨ニ鑑ミ私通
信ニ関シ嚴ニ戒心ヲ加フルモノトス
- 二、派遣輸送中ニアル軍人軍属ハ前号ニ拘ラズ一切ノ私通信ヲ禁止
ス

追加事項のために、七月二十九日陸密第二二九七号¹²⁾が出された。

陸密第二二九七号

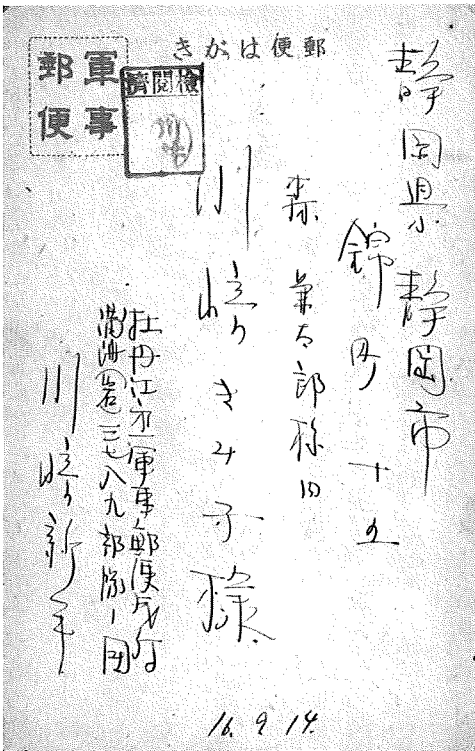
軍人軍属ノ通信取締ニ関スル件陸軍一般へ通牒

昭和十六年七月二十九日

陸軍省副官 川原 直一

七月十二日附陸密第二〇四七号首題ノ件ニ依リ検閲ヲ為シタル郵便
物ニハ検閲者ニ於テ検閲済ノ標記ヲ附シ且捺印スル如ク定メラル
尚營外居住者差出ノ私信ニシテ部隊名ヲ肩書セル郵便物モ亦前項ニ
準ジ取扱フ儀ニ付承知相成度依命通牒ス

追テ通信当局ニ対シ検閲済ノ標記無キモノハ之ノヲ差出人ノ所属
部隊ニ返送スル如ク要求セラレアリ
尚本件実施ニ関シテハ防諜精神教育ト相俟ツテ効果ノ発揚ヲ期セ
ラレ度申添フ



資料② はがき
満洲(現・中国東北部)牡丹江で従軍していた川崎新平さんが、静岡市の妻きみさんへ送ったはがき。検閲済のスタンプと捺印がされている。
昭和16年(1941)9月

これら二件の通牒が出された後の、十月四日には通信大臣は国防上の利益を保護するために、一般郵便物に対して検閲を行うことができるとする緊急勅令第八九一号臨時郵便取締令が公布、即日施行された。また、十二月八日には真珠湾攻撃を行い、アメリカ・イギリスに宣戦を布告して太平洋戦争が開始された。このように緊迫した時期であるために、当分の間はがき以外の通信が禁止された。また、文中に見られる「検閲済ノ標記」とは、資料②に見られるように検閲済のスタンプと捺印されたものを指すと思われる。また、口絵①のようにはがきの表面に直接検閲済と捺印する場所が刷込まれた軍事郵便も登場する。

(2) 憲兵による軍事郵便検閲

十二年八月から二年間軍属の野戦郵便長として職務にあたっていた佐々木元勝が戦地で見聞きした中には、検閲行為が行われていたことはつきりと記されている。これらを書き出して見た。

①法務部が検閲した手紙千五百のうち百八十通違反がある。⁴³⁾

②軍司令官から命令が出、憲兵が法務官にかわって郵便物の検閲を始める。⁴⁴⁾

③憲兵が郵便物を検閲するようになってから野戦郵便は憲兵と親しくなった。⁴⁵⁾

④造紙工場の局には憲兵が毎日きて手紙の検閲をしている。最初のころは憲兵は兵隊の差出す郵便物と内地から到着する郵便物の双方を検閲した。内地からは反戦反軍の印刷物などきはせぬかと警戒したのであるが、その様なものはなく、それで到着の郵便物の検閲は幾

ばくもなく止めてしまったが、兵隊の差出す手紙の検閲は峻厳である。憲兵も幾千という郵便物を一通一通読むわけにはゆかぬ。抜き検査であるが、だんだんコツがわかってくる。⁴⁶⁾

⑤局には憲兵がきて毎日手紙を検閲する。早く凱旋したいとか、国に帰りたいとか手紙に書いてあつても別に咎められなかった。⁴⁷⁾

法務官または憲兵によつて郵便物の検閲が行われていたことを佐々木は認識していたことがわかる。また、郵便物の検閲が法務官から憲兵によつて行われるようになり、戦地に届く郵便物と戦地から差出される郵便物の双方が検閲されていたが、それがやがて発着数の多さから抜き検査に移行していったことが伺える。

また、郵便物検閲を行っていた憲兵がどの様に検閲を行っていたかを記したものがある。それが十八年七月一日、中支那派遣憲兵隊教習隊長から出された軍事警察の勤務内容を記した教科書、軍事警察勤務教程⁴⁸⁾である。この第二編第二章第五節通信言論著作等ノ監察取締の第一款通信取締に郵便物検閲について記されている。まず最初に検閲の意義が説かれている。

通信取締ハ総テ法規ノ定ムル所ニ依リ実施スベキハ、信書ノ秘密保証ノ観点ニ発スルガ故ナリ。即チ帝国憲法第二十六条ニ「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ」ト定メ、厳正ニ信書ノ秘密ヲ保護シアルハ周知ノ通りナリ。(中略)
如斯他人ノ信書ヲ開披シ又ハ検閲スルハ人間道德ニ反スルノミナラズ、憲法違反ナルヲ以テ軽々ノ問題ニアラズ、従ツテ各国法制ニ

於テモ信書ノ秘密ヲ侵シタル者ヲ処罰シアル所ナリ、併シ乍ラ信書ハ無節制ニ保護シアルモノニアラズ、則チ状況ニ依リ信書其ノモノ亦一ツノ取締対象ナルヲ以テ、平時ニ於テモ茲ニ法律ハ一定ノ目的ヲ以テ一定ノ資格者ニ対シ他人ノ信書ト雖モ之ヲ開披シ又ハ検閲スルコトヲ認メ居レリ

即チ一般法令上ニ於テハ郵便法、監獄法、陸海軍監獄令、又軍令ニ基クモノニアリテハ軍隊内務書及作戰要務令等アル所以ナリ。(中略)併シ乍ラ軍最高指揮官ノ定ムル夫等準則ニ依ル場合ニ於テモ前述ノ信書秘密ノ原則並趣旨ニ鑑ミ露骨ナル方法ヲ避ケ平穩秘密裡ニ行ヒ克ク取締目的ニ稽ヘ秘密ヲ嚴守スルト共ニ、目的外ニ脱逸シ他人ノ隱微ヲ許キ又ハ苛察ニ亘ルガ如キコトナキヲ要シ、努メテ通信事務ヲ渋滞セシムルガ如キコトナキ様注意スベキナリ。

次に十項目の点を説明している。その第三では検閲対象としてまず一番目が支那郵政局に発着し又は通過する支那人や第三国人、日本軍人軍属並に一般邦人の郵便物で、二番目が野戦郵便局における軍人軍属が発受する私用郵便物となっている。また、第五の検閲の目的や重点を見ると、前者が「郵便諜報及防牒ヲ主眼トシ、併セテ抗日共産思想ノ取締治安上有害ナル事項ヲ警防スル」ために検閲が行われ、後者が「軍機保護防諜ヲ主眼トシ、併セテ軍紀風紀思想其他軍事上有害ナル事項ヲ警防スル」となっている。これから憲兵の検閲は諜報防諜のために普通郵便を検閲することに重きを置かれていたことが分かり、軍機保護のために軍事郵便の検閲は抜き検閲でも十分であったことが伺える。第六から第九には、検閲を行う上での注意箇所や封筒を開封する際や還元作業の注意

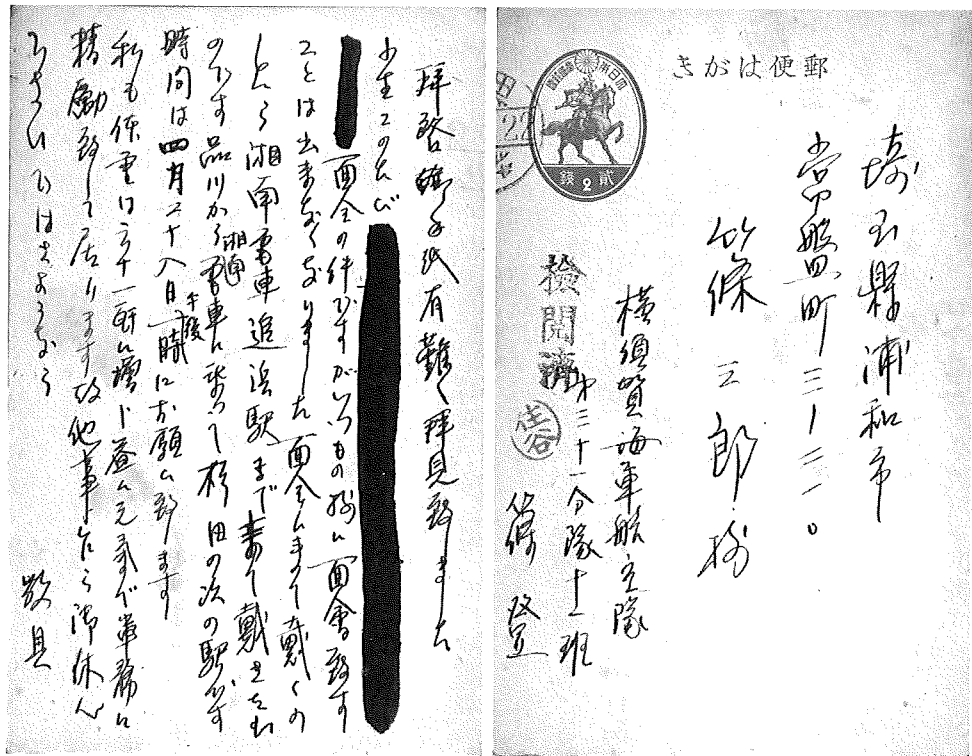
点が記されている。第十の検閲結果の処理方法として、軍事郵便では①「通信内容全部又ハ大部有害不適當ナルモノハ押収」②「内容一部分有害不適當ナルモノハ其ノ部分切除ノ上發送」という二つの処理方法が取られた。これらの処理がなされた軍事郵便については、所属長に通報され、重大な機密事項漏洩が行われていた場合は、状況により調査処分となった。

では、この軍機保護防諜とはどのような事柄であったか。それを示す史料が、十七年九月三十日北支憲高第三〇九号郵便検閲月報(八月)⁴⁹である。この郵便検閲月報は北支那派遣憲兵隊司令官より北支那方面軍・第一軍・第一二軍・駐蒙軍・憲兵司令部・朝鮮憲兵隊司令部・関東憲兵隊司令部・中支那派遣憲兵隊司令部・南支那派遣憲兵隊司令部に送付され、写は北支那方面軍情報部・陸軍憲兵学校・内地各隊および隷下各隊に配布された。最初に要旨で軍事郵便などの検閲現状と注意事項が述べられている。

- 1、戦争長期ニ亘ルニ從ヒ軍人軍属ノ内地宛通信中販還ヲ要望スルモノ軍隊生活ヲ嫌忌スルモノ等思想上注意ヲ要スヘキモノ多シ又封書ヲ使用軍機事項ヲ報スルモノ増加シアルハ注意ノ要アリ
- 2、内地ヨリ前線將兵宛通信中物資不足ヲ報シ或ハ販還ヲ待望スル等前線將兵ニ悪影響ヲ及ホスモノ少ナカラス又現金ヲ封入郵便法ニ違反セルモノ五四件(三二八円)アリタルハ注意ノ要アリ

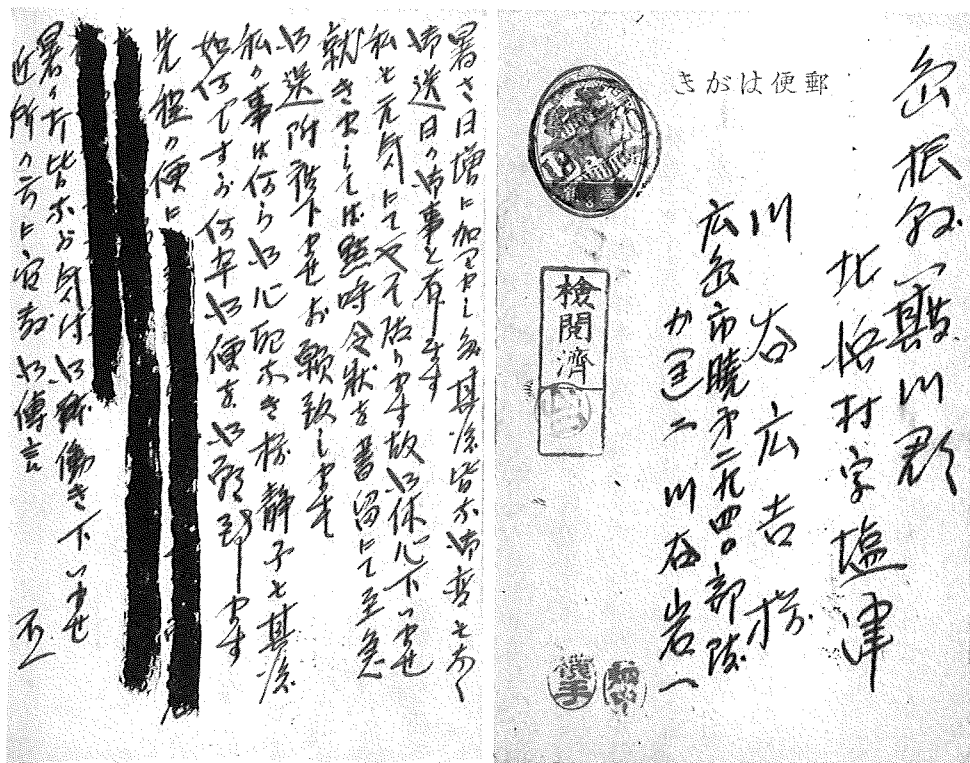
おそらく、検閲の現状を各軍司令部や憲兵隊に報告することにより、注意を喚起していたと思われる。また月報ということから、月ごとに検閲検閲処置件数がまとめられ、報告されていたと思われる。

内容を見ていくと、郵便物を一般郵便と軍事郵便に分類し、それぞれの前月（七月）と本月（八月）の郵便取扱件数と検閲件数、処置件数及びその処置件数の内訳と、処置した郵便物の概況とその内容を記している。

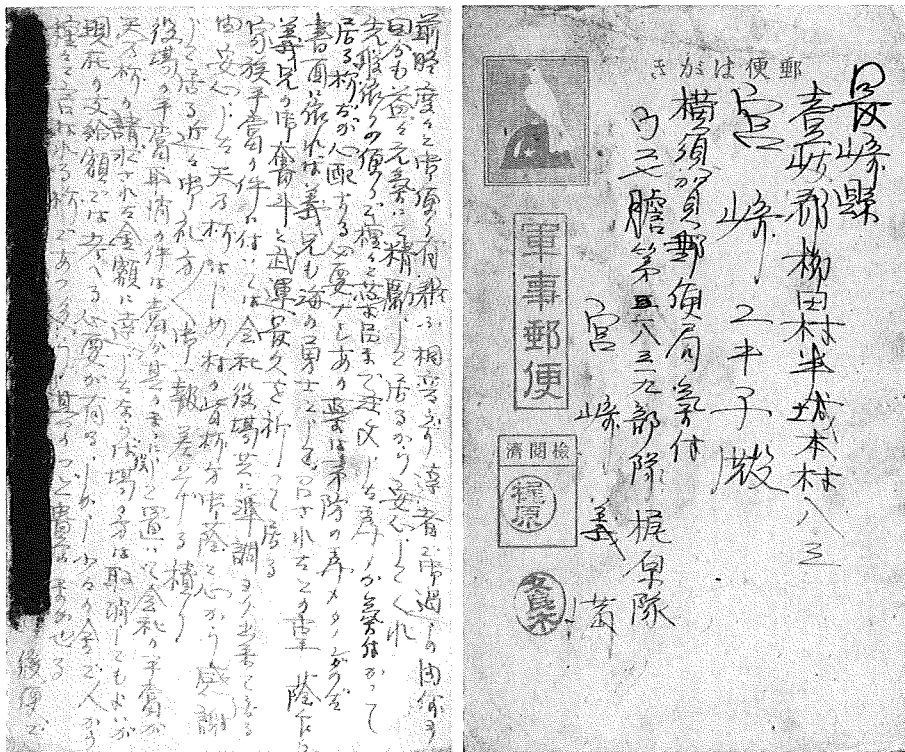


資料③ はがき
篠登さんが父親の三郎さんに出したはがき。篠さんは昭和17年(1942)9月に海軍に召集され、横須賀第二海兵団で教育を受けた後、横須賀海軍航空隊を経て翌18年8月に南方へ従軍した。20年2月にソロモン群島方面で戦死した。このはがきは海兵団にいる時に出されたもの。検閲箇所が墨で塗りつぶされている。昭和17年(1942)

これによると、前月の軍事郵便取扱件数は前月が三三二万一五六二通でその内検閲件数が二九万二八五三通で処置件数が二四一通であった。一方、本月の軍事郵便取扱件数は二九〇万三二〇〇通でその内検閲件数が



資料④ はがき
川谷岩一さんが妻のシズ子さんに送ったはがき。岩一さんは広島市の陸軍船舶部隊に所属していた。検閲箇所が墨で塗りつぶされている。昭和18年(1943)



資料⑤ はがき
宮崎義満さんから妻のユキ子さんへ送ったはがき。義満さんは昭和19年(1944)1月に2人の子を残し出征していたが、翌20年3月硫黄島で戦死した。検閲箇所が墨で塗りつぶされている。

二七万九五七一通で処置件数が四二三通であった。処置件数の内訳を見ると、押収が二六通、切除抹消二四二通、発送四一通、局長処置返送四一通、其他二三通であった。ここで言う切除抹消とは口絵②にみられるように、検閲箇所を墨などで塗りつぶしたり、または切り取ったりする行為を言

う。

処置が行われた内容を見ると、軍機事項・銃後民心前線将校に悪影響を及ぼすもの・その他の三つに区分されている。軍機事項で処置された件数は前月が一一五件、本月が一五三件であった。処置がされた理由事項を見ていくと、部隊の移動及び人員・交代帰還・警備状況・作戦討伐状況・駐屯地・召集徴用状況・部隊名記載・軍需品製造状況・船舶の出港名目日破損状況・飛行場軍事諸施設所在地などが上げられている。銃後民心前線将校に悪影響を及ぼすもので処置された件数は前月が四九件、本月が一八件であった。処置の理由事項は戦争嫌疑・徴用召集嫌疑・帰還要望・軍隊生活嫌疑・戦死状況・物資不足状況・内地の水害旱害状況などであった。その他で処置された件数は前月が三六件、本月が九四件であった。処置の理由事項は軍用野紙使用・中隊長の許可印なきものなどであった。また、実際に処置した二十数点が取り上げられ、書かれた内容を抜粋し、名前を伏せた発信人・受信人、処置が列記されている。

昭和館が所蔵する軍事郵便の中にも検閲箇所を墨などで塗りつぶされたものが四十二件確認されている。(資料③④⑤) 多いものでは三行から四行、少ないものでは一単語が黒々と墨で塗りつぶされている。この塗りつぶされた文章を読むことができれば、どの様な軍事の機密に該当したために処置が行なわれたかが判明するのだが、残念ながらその方法を模索中である。

また、中国長春にある吉林省檔案館（ちゅうごんかん）に「関東憲兵隊の「関東憲兵隊通信検閲月報」が存在することが報告された。⁽⁵⁰⁾ 一九五三年十一月中国吉林省にある旧関東憲兵隊司令部跡地の敷地内で事務室拡張工事中に、偶然地中から文書が掘り出された。発見された文書は、昭和二十年八月九日ソ



飛行機の中林子樹、驚慌つ待を撃出

在支わが荒鷲九日間の熾炎台野果

撃墜破實に卅餘

敵空軍に大鐵槌

【東京二十日電】我が空軍は九日間の熾炎台野果に、敵空軍を大破撃し、撃墜破實に卅餘機に達した。我が空軍は、敵空軍の侵入を徹底的に追跡し、大規模な戦闘を展開した。敵機は、我が領土に侵入し、我が領土に大規模な破壊を行った。我が空軍は、敵機を大破撃し、撃墜破實に卅餘機に達した。我が空軍は、敵空軍の侵入を徹底的に追跡し、大規模な戦闘を展開した。敵機は、我が領土に侵入し、我が領土に大規模な破壊を行った。我が空軍は、敵機を大破撃し、撃墜破實に卅餘機に達した。

主要食糧に大御心

石黒忠篤氏の御進講御聴取

【東京二十日電】陸軍省は、主要食糧の増産に大御心をもち、石黒忠篤氏の御進講を御聴取した。石黒氏は、主要食糧の増産に大御心をもち、御進講を御聴取した。石黒氏は、主要食糧の増産に大御心をもち、御進講を御聴取した。石黒氏は、主要食糧の増産に大御心をもち、御進講を御聴取した。

重臣関係懇談

【東京二十日電】陸軍省は、重臣関係の懇談を行った。重臣関係の懇談は、陸軍省の重臣と関係者との間で、重要な事項について話し合われた。重臣関係の懇談は、陸軍省の重臣と関係者との間で、重要な事項について話し合われた。重臣関係の懇談は、陸軍省の重臣と関係者との間で、重要な事項について話し合われた。

交戦二機血祭り

海鷲ブイン來襲の敵激撃

【東京二十日電】我が空軍は、交戦二機血祭りを果たした。海鷲ブインの來襲に、我が空軍は激しく激撃した。我が空軍は、交戦二機血祭りを果たした。海鷲ブインの來襲に、我が空軍は激しく激撃した。我が空軍は、交戦二機血祭りを果たした。海鷲ブインの來襲に、我が空軍は激しく激撃した。

敵の野望に先制一撃

陸戦隊三都澳に上陸成功

【東京二十日電】我が陸軍は、敵の野望に先制一撃を打ち、陸戦隊三都澳に上陸成功した。我が陸軍は、敵の野望に先制一撃を打ち、陸戦隊三都澳に上陸成功した。我が陸軍は、敵の野望に先制一撃を打ち、陸戦隊三都澳に上陸成功した。我が陸軍は、敵の野望に先制一撃を打ち、陸戦隊三都澳に上陸成功した。

米英焦慮の色濃し

樞軸必勝の基磐

【東京二十日電】米英は、我が軍の進軍に焦慮の色を濃くしている。我が軍は、樞軸必勝の基磐を築いている。米英は、我が軍の進軍に焦慮の色を濃くしている。我が軍は、樞軸必勝の基磐を築いている。米英は、我が軍の進軍に焦慮の色を濃くしている。我が軍は、樞軸必勝の基磐を築いている。

大東亞相訪満

【東京二十日電】大東亞相は、満洲国を訪問した。大東亞相は、満洲国を訪問した。大東亞相は、満洲国を訪問した。大東亞相は、満洲国を訪問した。

官吏道と官吏訓

【東京二十日電】官吏道と官吏訓について、重要な事項が述べられた。官吏道と官吏訓について、重要な事項が述べられた。官吏道と官吏訓について、重要な事項が述べられた。官吏道と官吏訓について、重要な事項が述べられた。

耳

【東京二十日電】耳に関する重要な事項が述べられた。耳に関する重要な事項が述べられた。耳に関する重要な事項が述べられた。耳に関する重要な事項が述べられた。

全丁抹に戒嚴令

【東京二十日電】全丁抹に戒嚴令が下された。全丁抹に戒嚴令が下された。全丁抹に戒嚴令が下された。全丁抹に戒嚴令が下された。

ロリダ

潤製齒磨

ルタカ

胃痛 消化不良 胃氣

新し頭痛薬

つうにサール

つうにサール

つうにサール

つうにサール

つうにサール

資料⑥ 『読売報知夕刊』。鈴木勇二郎さんが家族に自分のいる場所を知らせるために使用した新聞記事。昭和18年(1943)8月31日

連が日本に宣戦を布告し侵攻してきた時、関東軍司令部から機密文書を焼却処分する指令を受け取った関東憲兵隊司令部がこの指令に従って土中に機密文書を廃棄した文書の一部であると思われる。長年地中にあつたために、史料の大部分は癒着し、あるものは腐食してボロボロの状態であつたため、剥離補強という補修作業が行われた。損傷が激しく解読できない部分が多いようだが、今回の報告はその一部であるようなので、完全なる報告が待ち遠しい史料といえる。

(3) 軍事郵便検閲を逃れた郵便物

これまで軍事郵便の検閲について見てきたが、検閲を受けたにもかかわらず軍事の機密と思われる情報を記載された軍事郵便が存在することがいくつか報告されている⁽⁵¹⁾。しかしこれらは検閲を逃れるために何かしらの方法をとつたわけではなく、運良く検閲を逃れて家族の下に届けられたと考えられる。次に紹介する郵便物は、昭和館が所蔵している軍事郵便でもまれな例ではあるが、検閲を逃れるために工夫をした者もいたことを裏付ける資料である。

このはがき(口絵①)は、平成十四年に鈴木幸雄さんから寄贈された資料で、南方の航空隊に勤務していた鈴木勇二郎さんが、弟の幸雄さんへ送つたはがきである。自分の近況を知らせるために、文中に「八月三十一日附夕刊読売報知をご覧下さい。第一面に「出撃を待つ陸鷲西南太平洋○○基地」……とあつて写真が載つてますが其○○基地こそ此の兄さんの現在居る所だよ。」と書き、八月三十一日の読売報知の紙面(資料⑥)を見るようにと言っている。残念ながらはがきが到着したときには月日を経ており幸雄さんは新聞を手に入れることができなかつたと話してくれた。所在地名を軍事郵便に記入することは、軍事の機密にあつ

るためにできない。そのために所在地名を「○○」と伏せ字にして、検閲を受けないようにしている。そして家族が新聞を見ることによって、自分のいる場所を知らせようとしたのである。

(書き下し)

如何だ元気か。何に兄さんは言はんでも解つてゐるだろう。相変らずだよ。皆さんも元気だろうな。本日少し許りだが、幸雄君も勿論の事、皆さんに新年の御年玉を御送りしたから受取つてくれ。／此の際だ何か有効に使つてくれよ。それから着いたら面倒でも御返事を寄越せよ。／此頃お前達の便りが大変少い／ぞ急しいだろうが便りしてくれ。／ではさようなら。身体大切に／新たな祭も無事に終つた。当日は少しだが神酒／が上り皆して今年の豊年をことほいだよ。／幸雄君始め皆さん、あの／八月三十一日附夕刊読売／報知をご覧下さい。第一／面に「出撃を待つ陸鷲／西南太平洋○○基地」……とあつて写真が載つてます／が其○○基地こそ此の兄さん／の現在居る所だよ。／よく見て兄さんの活／躍してゐる有様を／想像してくれ。

おわりに

これまで、軍事郵便の成立とその過程について見てきた。軍事郵便は普通郵便とは異なる法規によつて取り扱われていた。明治二十七年の日清戦争を発端に急遽整備され、三十七年の日露戦争によつて基礎が築かれた。これ以降陸海軍は相互協力の体制を敷きながらも独自の発展を遂

げ、終戦によって終焉を迎えた。この間軍事の機密保護等の観点から軍事郵便物の開披が行われていたが、昭和十六年には検閲が行われることが明文化され、軍事郵便に対する検閲が強化されていたことが伺える。しかし中には軍事の機密である所在地を知らせるために文章の中に特定の新聞を見るようにと記して、検閲を逃れるために工夫した者も存在する。軍事郵便は戦地と銃後の家族との間を繋ぐ数少ない絆であり続けた。

(注)

- (1) 三井高陽・増井幸雄編著『世界軍事郵便概要』国際交通文化協会、昭和十四年 一頁
- (2) 鹿野政直「軍事郵便にみる兵士」『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇一集 近現代の兵士の実像Ⅰ 村と戦場』、平成十五年三月、一四頁
- (3) 裏田稔「日本の軍事郵便」『郵趣』Vo.10 No.10、日本郵趣協会、昭和三十一年十一月、二七一頁
- (4) 吉田裕「戦争と軍隊―日本近代軍事史研究の現在」『歴史評論』六三〇号、校倉書房、平成十四年十月、四六頁
- (5) 藤井忠俊・関沢まゆみ編『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇一集 近現代の兵士の実像Ⅰ 村と戦場』、平成十五年三月
- (6) 藤井忠俊「総論」藤井忠俊・関沢まゆみ編『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇一集 近現代の兵士の実像Ⅰ 村と戦場』、平成十五年三月、九頁
- (7) 一ノ瀬俊也編『国立歴史民俗博物館研究報告第一二六集 近代日本の兵士に関する諸問題の研究』、平成十八年一月
- (8) 新井勝紘「軍事郵便の基礎的研究(序)」『国立歴史民俗博物館研究報告第一二六集 近代日本の兵士に関する諸問題の研究』、平成十八年一月、六七頁から八四頁

- (9) 軍事郵便に関する論文として次のものがあった。小野寺拓也「歴史資料としてのドイツ野戦郵便―第二次大戦期の国防軍兵士―」、新井勝紘「パースナル・メディアとしての軍事郵便―兵士と銃後の戦争体験共有化―」、青木哲夫・伊藤暢直「地域歴史資料としての軍事郵便―鏑木書簡についての豊島区立郷土資料館の試みから―」
- (10) 軍事郵便に関する論文として次のものがあった。新井勝紘「特集にあたって、後藤康行「メディア」としての軍事郵便―パーソナル・メディアという視点から―」
- (11) 後藤康行「メディアに描かれた軍事郵便―イメージにみる戦地と銃後―」『専修史学』第四五号、平成二十年十一月、一頁から三〇頁
- (12) 寺戸尚隆「軍事郵便の検閲と民衆の戦争意識への影響―その史料としての有効性について―」『国史学研究』三一号、平成二十年三月、一一二頁から一三二頁
- (13) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第二十七卷二、原書房、昭和五十四年十一月、一四五頁から一四六頁
- (14) 国会図書館近代デジタルライブラリーより 通信省総務局編『通信公報令達類篇』〔第六冊〕第八、明治三十八年、一三二画像目から一三四画像目
- (15) アジア歴史資料センター Ref:C05121617800、明治二十七年一月「甲二七八年戦役日記」、野戦高等郵便部より野戦郵便取扱規則の件、(防衛省防衛研究所)
- (16) 国会図書館近代デジタルライブラリーより 通信省総務局編『通信公報令達類篇』〔第六冊〕第八、明治三十八年、一八五画像目
- (17) 内閣官報局出版『明治年間法令全書』第三十七卷二、原書房、昭和六十一年六月、六〇頁から六二頁
- (18) 印刷局出版『昭和年間法令全書』第二〇巻四、原書房、平成十九年二月、四一頁から四二頁
- (19) 内閣官報局出版『明治年間法令全書』第三十七卷三、原書房、昭和六十一年七月、

- 四八頁から五〇頁
- (20) 国会図書館近代デジタルライブラリーより 通信省総務局編『通信公報令達類篇』【第二〇冊】第一八ノ上、明治三十八年、三三五画像目から三三七画像目
- (21) 内閣官報局出典『明治年間法令全書』第三十七巻五、原書房、昭和六十一年九月、三六頁から三七頁
- (22) アジア歴史資料センター Ref: C03020021300、明治三十七年「満蒙大日記明治三十七年二月」、野戦郵便局勤務令制定の件、(防衛省防衛研究所)
- (23) 内閣官報局出典『明治年間法令全書』第三十七巻五、原書房、昭和六十一年九月、一五六頁から一六四頁
- (24) アジア歴史資料センター Ref: C06032085600、大正七乃至一一年西伯利出兵野戦交通部業務提要其四(五冊ノ内)、第一聚第一類郵便の部第三篇野戦交通部郵便部業務(大正八年度)(二二)、(防衛省防衛研究所)
- (25) アジア歴史資料センター Ref: C04123368600、昭和一六年「陸支密大日記第四二号二ノ二」、軍事機密(極秘)書類配布換へに関する件、二画像目から三画像目(防衛省防衛研究所)
- (26) 佐々木元勝『続・野戦郵便旗』現代史資料センター出版会、昭和四十八年七月、七一頁
- 通信省書記官であった佐々木が昭和十二年八月二十日から十四年八月二十二日まで軍属の野戦郵便長として職務にあたった時の従軍記。日々記していた日記を基に謄写版印刷したものを、内地に帰還後大本営通信参謀の検閲を経て、十六年に出版した。戦後に検閲で削除された部分を追加し、改めて復刻し『野戦郵便旗』『続・野戦郵便旗』として出版された。
- (27) 前掲23
- (28) 内閣印刷局出典『大正年間法令全書』第六巻六、原書房、平成元年六月、一五頁から二五頁
- (29) 内閣印刷局出典『昭和年間法令全書』第一四巻一四、原書房、平成十三年一月、九頁から一三頁
- (30) 内閣印刷局出典『昭和年間法令全書』第一九巻四、原書房、平成十八年五月、一頁
- (31) アジア歴史資料センター Ref: C01007439632、昭和一五年「検閲典範令原本綴共一二冊第三冊」、軍隊内務書、一五七画像目(防衛省防衛研究所)
- (32) アジア歴史資料センター Ref: C01001266900、大日記甲輯昭和〇九年、軍隊内務書改正に関する件、五画像目から六画像目(防衛省防衛研究所)
- (33) 大濱徹也・小沢郁郎編『帝国陸海軍事典』同成社、昭和五十九年八月、三五六頁
- (34) 佐々木元勝『野戦郵便旗』現代史資料センター出版会、昭和四十八年四月、四〇頁から四一頁
- (35) 新村出編『広辞苑 第六版』岩波書店、平成二十年
- (36) アジア歴史資料センター Ref: C010033105600、昭和一二年「満受大日記(秘)其二二の一」、軍事郵便取扱要領送付の件、(防衛省防衛研究所)
- (37) 前掲24、二一画像目
- (38) アジア歴史資料センター Ref: C04012598700、昭和一三・一・二九〜一三・五・二八「満受大日記(普)其一」、関東軍軍事郵便取扱要領送付の件(一)、(防衛省防衛研究所)
- (39) アジア歴史資料センター Ref: C01003291400、昭和十二年「満受大日記」、関東軍隷下部隊の日常使用称呼名統一其他在満兵力秘密保護に関する件、(防衛省防衛研究所)
- (40) 前掲26、二二三頁
- (41) アジア歴史資料センター Ref: C08030010000、昭和一六年陸(支満)密綴第五研究所軍人軍属ノ通信取締に関する件陸軍一般へ通牒、(防衛省防衛研究所)
- (42) アジア歴史資料センター Ref: C0100772500、陸密綴昭和一四年、軍人軍属の通信取締に関する件、(防衛省防衛研究所)

- (43) 前掲34、六九頁
- (44) 前掲34、八七頁
- (45) 前掲34、九七頁
- (46) 前掲34、一七八頁
- (47) 前掲26、一〇三頁
- (48) 高橋正衛解説『続・現代史資料六 軍事警察』みず書房、平成五十七年二月、四二一頁から四六三頁
- (49) 吉田裕監修『日本軍思想・検閲関係資料』現代史料出版、平成十五年九月、二〇三頁から二六一頁
- (50) 小林英夫・帳志強編『検閲された手紙が語る満洲国の実態』小学館、平成十八年六月
- (51) 軍事の機密と思われる情報を記載された軍事郵便について報告しているのは以下の資料。浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編三』、平成九年八月、四五三頁から四六六頁。小池善之「南京事件を追う」、『静岡県近代史研究 二十四』平成十年十月。山辺昌彦「軍事郵便に見る兵士と戦場論」、藤井忠俊・関沢まゆみ編『国立歴史民俗博物館研究報告第一〇一集 近現代の兵士の実像 I 村と戦場』平成十五年三月、六十一頁から七一頁。各務原市歴史民俗資料館編『各務原市資料調査報告書第二八号 庶民史料が語る昭和初期のくらし―競馬関係資料・軍事郵便―』各務原市教育委員会、平成十六年四月、二九頁から三〇頁。新井勝紘「パーソナル・メディアとしての軍事郵便―兵士と銃後の戦争体験共有化―」、『歴史評論』六八二号、校倉書房、平成十九年二月。

著者プロフィール

財満幸恵（さいま ゆきえ） 昭和五十一年 神奈川県生まれ
 大正大学大学院文学研究科史学専攻修了。平成十四年から昭和館学芸部勤務。